

《 地域づくり活動支援事業 》

2018年度募集案内（1次募集）

公益財団法人 福島県区画整理協会

1 趣 旨

福島県内において、地域の住民が主体となった「まちづくりに係る活動」を支援するため、当協会の「地域づくり活動支援事業」を活用し、支援を行うものです。

2 支援対象活動

(1) 支援の対象とする「まちづくりに係る活動」は次のものです。

- ① 土地区画整理・市街地整備・道路整備・公園整備・景観形成等や地域資源を活用した「まちの形づくり」を目指した活動
- ② 「安全・安心なまちづくり」を目指した活動
- ③ 良好なまちなみ・景観の保全、生活道路整備などの「良好な住環境の保全・住環境の改善」を目指した活動
- ④ 空き地や空き家（店舗含む）の活用や整備などの「まちなか再生」を目指した活動

注 1. まちづくりの定義

住民自らが主体となった組織（活動）が、快適で魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備、又は保全その他の地域の環境の再現（改善含む）への取り組み

注 2. 対象とならない活動目的

- ① まちの美化活動（清掃・リサイクル活動を含む）
- ② 自然保護が主たる目的となっている活動
- ③ スポーツ振興活動（文化活動や生涯学習等を含む）
- ④ コミュニティの形成のみを目的とする活動などの、維持管理的な活動や啓発を主たる目的とした活動
- ⑤ 過去に行った活動の繰り返し（イベントの継続・規模変更などの焼き直しと見られるもの）

3 募集内容

区分	一般公募	特別措置
応募できる団体	<p>次のいずれの要件にも該当する団体または、知事市町村長が特に認めた団体であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内に事務所又は活動の拠点があり2年以上の活動履歴があること。 ② 構成員が5名以上の団体であること。 ③ 国・県及び市町村が財政支援を行う団体でないこと。 ④ 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属するものではないこと。 ⑤ 専ら営利を目的とし、公共性を欠くものでないこと。 	<p>次の団体とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内で土地利用及び面的整備を計画している地元組織等 ② 大学、高校等のまちづくりに関する研究活動を行うサークル等。 ③ 福島県区画整理協会の公益目的事業と連携する地域活動団体。
	<p>注1 政治、宗教、営利を目的としたもの 注2 他の公的団体の補助金等の受け入れ（予定を含む）している活動 過去に公的団体の補助金の採択により支援を受けた活動</p>	
対象となる経費	<p>まちづくり構想等の作成ならびに視察、講習会、勉強会に必要な以下の経費を対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会議資料の作成（ワークショップ等の開催費を含む） ② 講師・専門家の派遣（謝金・旅費を含む） ③ 調査・研究活動等（研修参加費を含む） ④ 委託費 ⑤ その他、当協会理事長が特に必要と認めるもの <p>※詳しくは、「地域づくり活動支援事業」支援金交付要綱の別表1をご参照ください</p>	
	<p>【対象とならない例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 懇親会費 ② 宿泊・飲食費（研修等） ③ 支援額（講師等に係る費用及び委託費は除く）の1/2を超える備品購入費 ④ 団体の維持のための経費（人件費、団体事務所の家賃、光熱費など） 	

区分	一般公募	特別措置
	■一般公募の補助支援額等 1.初年度の補助率は 10/10 以内 補助上限額は 50 万円です 2.次年度の補助率は 10/10 以内 補助上限額は 100 万円です	■特別措置の補助支援額 1.初年度の補助率は 10/10 以内 補助上限額は 100 万円です 2.次年度の補助率は 10/10 以内 補助上限額は 200 万円です
本年度予算総額（予定）2,500,000円 ※予算の範囲内での支援となりますので、申請額のすべてが交付されるとは限らない旨 ご理解ください		
選 定	事前相談・ヒアリング ① 支援金の申請を検討されている団体について、事前にご相談頂けます。 ② 協会事務所、または申請を検討されている団体へ、ヒアリングに伺います。	
	選定方法 ① 当協会の審査結果に基づき予算の範囲内で決定します。 ② 活動地域の市町村の意見を参考にします。 ③ 必要性・公益性・実現性・将来性など総合的に審査し選考します。 ④ 助成決定時期：10月下旬（未定）	

4 交付等

(1) 交 付

- ① 支援金において業務委託を行った場合は、業務委託が完了したことを協会が確認したのちに交付が行われることとなります。なお、請求には支援事業実績報告書、領収書等の関係書類、写真（原則 10 枚以上）及び動画等の関係資料（成果品）が必要となります。
- ② 対象事業に関する帳簿及び証拠書類は、事業完了日に属する年度の翌年度から 5 年間保存してください。

(2) 変更・取り消し

- ① 申込み時の事業計画書に記載されている経費に 3 割を超える変更がある時は、事業計画の変更申請・承認が必要となります。
- ② 支援金の交付対象団体が、次のいずれかに該当すると判断したとき、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことが出来ます。
 - (1) 対象事業を中止した場合
 - (2) 対象事業を遂行する見込みがなくなった場合
 - (3) 対象事業計画の変更が、当初目的を逸脱した場合

5 活動成果

- (1) 助成の対象としていないもの（独自の財源を充てるもの）であっても領収書等の証拠書類の添付が必要となります。

6 応募方法等

区分	内 容
提出書類	① 申請書 ② 応募しようとする団体の規約・会則等 ③ 応募しようとする団体の構成員名簿
受付期間	① 平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 10 月 12 日 ② 申請受付の際に、活動内容についての概要説明をお願いいたしますので、必ず事前にご連絡願います。 ③ 申請様式及び交付要綱は、下記よりダウンロードすることができます。 協会HP： http://www.fukusima-kukaku.or.jp/
スケジュール	① 選定：平成 30 年 10 月 15 日～10 月 19 日 ② 決定：平成 30 年 10 月 22 日（予定）